

社員食堂における県産食材活用緊急支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 社員食堂における県産食材活用緊急支援事業補助金（以下「本事業」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 燃油・資材価格等の高騰の影響を受けている県内農林水産業者を支援するため、企業の社員食堂等を対象に県産農林水産物の消費を拡大することで、生産者の所得を増加させる。併せて、企業が実施する農業体験等を支援し、社員が県産品のおいしさを再発見し、地産地消の意識を高めることで、日常生活での消費拡大につなげることを目的とする。

(補助の対象及び補助上限額等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費、補助事業者、補助率等は、別表1のとおりとする。
2 県は別表1の経費を別表2の補助金交付基準に基づいて補助事業者に対して交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 要項第6条第2項第1号の事業計画書及び要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、様式第1号とする。

(実績報告)

第5条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、様式第2号とし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業に要した経費に係る証拠書類の写し
- (2) その他必要に応じて知事が求める書類

(その他)

第6条 県は必要に応じて補助事業者に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。

2 本事業の実施に当たって、補助事業者は、災害や管理作業の危険性がないように対策を講じること。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）3月28日から施行する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助事業者等	補助率	補助上限額
(1) 社員食堂等における県産食材の促進活動	食材費 (熊本県産品に限る) (食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準別表第二に掲げられている生鮮食品に限る。ただし、主たる原料が熊本県産であることが証明できる場合は、これらの加工品を含む。)	社員食堂を有する企業等 (当該企業における給食業務を受託している企業を含む)	定額	1 人当たり 1,500 円
(2) 社員食堂等における県産食材の P R 活動	地産地消や県産農林水産物 P R 資材作成費 (ポスター、ポップ、チラシ等作成に係る印刷製本費、委託費)		定額	1 事業実施 主体当たり 10 万円
(3) 県産品試食 P R 費	食材費 (熊本県産品に限る) (熊本県産農林水産物が主たる原材料となっている加工品を含む)		定額	1 人当たり 300 円
(4) 社内外での農業理解促進活動費	県産農林水産物や農業等に対する理解促進に係る費用 (産地見学、生産者との交流等に要する費用)		定額	1 事業実施 主体当たり 20 万円
<u>(1)、(2) の事業実施は必須とする。</u>				

補助金交付基準

「社員食堂における県産食材活用緊急支援事業」(以下、「本事業」という。)の実施を希望する事業者は、以下の1のとおり申請するものとする。

本事業の対象となる事業者、事業内容等の要件は2、3のとおりであり、事業実施計画立案の際は4の効果が見込まれる計画とすること。

また、事業の募集期間及び実施期間は5のとおりとする。

1 申請及び実績報告

補助事業者等は、補助金を申請する場合、募集期間内に「事業実施計画書(様式第1号)」を、事業完了後は「実績報告書(様式第2号)」を県に提出する。

ただし、給食事業を受託している企業が補助金を申請する場合には、社員食堂設置企業(委託者)からの「委任状(様式第3号)」の写しを補助金申請時に添付すること。

2 対象となる事業主体

(1) 社員食堂を有する従業員が50人以上(正社員だけでなくパートタイマー、アルバイト、契約従業員、派遣従業員も労働者数にカウントする。雇用形態や契約期間の定めの有無は問わない。)の企業又は当該企業の給食業務を受託している企業。

(2) 原則、県内に事業所を有する企業等とする。

3 補助対象となる事業及び経費等

給付金交付の対象となる事業、各事業における補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとし、以下の条件をすべて満たすこととする。

(1) 給付上限額は、1事業主体当たり120万円とする。

(2) 別表1における(1)社員食堂等における県産食材の促進活動、(2)社員食堂等における県産食材のPR活動の実施は必須とする。また、事業の取組み期間は5日間以上とする。

4 事業の効果

費用対効果の観点から、補助目的や金額に見合う効果が認められること又は、効果が十分に期待できること。

(1) 補助金によってどのような効果が見込まれるのか示されていること。

(2) 効果が測定できるように具体的な目標・指標が設定されていること。

5 募集期間等

募集期間	事業実施期間
4月10日(水)～5月28日(火)	交付決定日～2月14日(金)

事業主体は、原則として令和7年(2025年)2月14日(金)までに実績報告書(様式第4号)に根拠資料を添えて県に提出する。